

# Ⅲ 令和6年度（公財）高岡市勤労者福祉サービスセンター事業計画

自 令和6年4月 1日  
至 令和7年3月31日

## I 基本方針

市内の事業所に勤務する皆様の福祉向上を図るとともに、地元企業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的として当財団が設立され、関係各位のご支援・ご協力のもと、平成7年10月の事業開始から今年度で30年目を迎えます。

近年は高齢化やコロナ禍での経営環境の変化が契機となり廃業する事業所などの退会が続いており、会員数の減少傾向に歯止めがかかっておらず、大変厳しい状況にあります。職員全員が一丸となって、事業所の働き方改革をサポートする役割を果たし、会員の多様なニーズとライフスタイルに合った魅力あるサービスを提供し、中小企業の支援と勤労者の福祉の向上に取り組んでまいります。

## II 主要課題

### 1 制度の普及推進と会員拡大について

全国のサービスセンターにおける会員拡大の好事例として、商工会議所会報へのチラシ折込が効果があったという意見が複数あり、昨年度下半期に2回実施しました。今年度は、「会員拡大の推進」と、これを後押しする「広報活動の充実」に取り組むとともに、これまで取り組んでこなかった全国的に加入率の高い医療福祉関連に職種を絞ったダイレクトメールの発送など、制度の周知とセンターの知名度向上を図りながら会員の拡大に努めてまいります。

### 2 高岡市勤労者余暇活用センターの運営について

昨年5月、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが「5類」に移行され、3年続いた「コロナ禍」から脱却し、利用者数も緩やかな回復傾向にあります。

今年度は、年間を通じて実施していた自主事業の見直しを行い、参加者が少なかった事業を廃止し、新たに集客率が見込める「やさしいピラティス教室」と「ボディメイクヨガ教室」を年間を通じて組み入れます。指定管理者として、適切かつ効率的な管理に努め、利用者の皆様の満足度向上を図ってまいります。

## III 事業内容

### 1 勤労者等の生活の安定及び財産形成に係る事業【定款第4条第1号・第4号（公益事業）】

#### (1) 講座の開催

勤労者等の日常及び将来にわたっての生活設計、財産の運用計画など、生涯にわたる生活の安定に寄与する講座を行う。

#### (2) 生活資金融資斡旋事業

勤労者等の臨時的な資金需要に応え、生活の安定を図るために、高岡市の「勤労者小口資金融資制度」及び富山県勤労者生活資金融資（共に委託先：北陸労働金庫）の低利融資制度の紹介を行う。

#### (3) 財産形成支援事業

安定した老後生活の実現のために、「中小企業退職金共済制度」の普及・啓発を行う。

## 2 勤労者等の健康の維持増進に係る事業【定款第4条第2号（公益事業）】

### （1）講座の開催

勤労者等の健康の維持増進を目的とした講座を行う。

### （2）健康診断支援事業

疾患の早期発見・早期治療に欠かせない人間ドックの受検を奨励するために、会員の受検費用の一部助成を行う。

### （3）健康維持増進事業

勤労者等の健康の維持増進を奨励するために、スポーツ施設の利用助成を行う。また、疾病予防及び健康管理の一環として、健康管理用品等の割引斡旋や一部助成を行う。

## 3 勤労者等の自己啓発及び余暇活動に係る事業【定款第4条第3号（公益事業）】

### （1）講習会等の開催

勤労者等の自己啓発活動促進のために、知識の習得やスキルの向上を目指すための講習会を行う。

### （2）文化施設利用助成事業

勤労者等の自己啓発活動を奨励するため、文化施設の利用助成を行う。また、美術館で開催される企画展チケットの割引斡旋を行う。

### （3）余暇施設利用助成事業

勤労者等の余暇活動の充実を図るため、テーマパーク、入浴施設、動物園、提携している宿泊施設等の利用助成を行う。

### （4）各種チケットの割引斡旋事業

勤労者等が購入する映画観賞券やスーパー銭湯の入場券、近隣のホテルのグルメチケット、コンサート、演劇等のチケットの割引斡旋を行う。

### （5）レクリエーション事業

勤労者等の家族や職場仲間等との交流を促すために、日帰りバスツアーなどの各種レクリエーション等を行う。

## 4 勤労者等の給付に係る事業【定款第4条第5号（共益事業）】

### （1）慶弔給付事業

正会員に対し、別表第1の給付事由について該当した場合、給付金を支給する。

## 5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業【定款第4条第6号】

### （1）高岡市勤労者余暇活用センターの管理運営に関する事業（収益事業）

指定管理者として、充実した事業の実施と適切かつ効率的な管理運営を行う。

### （2）情報提供に関する事業（公益事業）

サービスセンターニュースを年4回発行するほか、ホームページの運営を通して、レクリエーション主催事業等の開催状況をはじめセンターの実施サービスについての案内・周知を図る。

令和6年度 主催事業

○ 定款第4条第1号・2号・3号・4号（公益事業）

会報誌（春号）掲載

講座・教室名	募集
ガーデニング教室	35名
おはぎ・おこわ作り教室(2回)	各36名
手作りパン教室(2回)	各36名
筋膜リリースストレッチ教室	17名
京都 春の旅	最大92名

会報誌（夏号）掲載

講座・教室名	募集
漆器体験教室	30名
吹きガラス体験教室	20名
親子創作教室	35名
桃狩りと牧歌の里	最大92名
上高地の旅	最大92名

会報誌（秋号）掲載

講座・教室名	募集
キャセロールの料理教室	36名
かぶら寿し教室(4回)	各36名
しめ飾り作り教室	35名
ボディメイクヨガ教室	17名
京都 秋の旅	最大92名

会報誌（冬号）掲載

講座・教室名	募集
羊毛フェルト教室	20名
キムチ作り教室(2回)	各36名
インド料理教室	36名
マットピラティス教室(2回)	各17名
冬のグルメツアー	最大92名

○ 定款第4条第6号（収益事業・高岡市勤労者余暇活用センターの管理運営に関する事業）

講座・教室名（ ）は開催曜日	実施期間	募集
リフレッシュヨガ教室(火曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各22名
簡単ストレッチ&フットマッサージ教室(火曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各18名
脂肪燃焼ピラティス教室(火曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各18名
自彊術教室(火曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各18名
健康リズム体操教室(水曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各40名
からだ改善ストレッチ教室(水曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各22名
マットピラティス教室(水曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各22名
姿勢改善ストレッチ教室(水曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各19名
【新規】やさしいピラティス教室(水曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各15名
健康ヨガ教室(木曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各22名
ひざ・腰ストレッチ体操教室/午前の部(木曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各18名
ひざ・腰ストレッチ体操教室/午後の部(木曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各22名
スポーツフラダンス教室(木曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各18名
筋膜リリースストレッチ教室(木曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各22名
マットピラティス教室(木曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各15名
脂肪燃焼エアロ教室(木曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各18名
ウォーキング・健康リズム体操教室(金曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各40名
ストレッチ・健康リズム体操教室(金曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各40名
ひざ・腰ストレッチ体操教室(金曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各22名
セルフ整体教室(金曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各22名
【新規】ボディメイクヨガ教室(金曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各14名
からだ改善ヨガ教室(金曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各22名
かんたんエアロビ教室(金曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各18名
太極拳教室(土曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各40名
いろいろ楽しいレッスン体操教室(土曜)	3ヶ月×4講座 [通年]	各22名
バドミントン教室(火曜)	10回×2講座	各20名
バドミントン教室(木曜)	10回×2講座	各20名
ラージボール卓球教室(水曜)	10回×1講座	20名
ゆったりエアロ教室(木曜)	10回×1講座	20名
簡単ハンドメイド教室(火曜)	1回×1講座	15名

※上記、教室・講座・旅行の内容等は、会報誌・広報掲載の際に変更する場合があります。

別表第1 公益財団法人高岡市勤労者福祉サービスセンター慶弔給付明細表

○ 定款第4条第5号（共益事業）

給付項目		給付条件	給付金額	給付金額の内訳		
				共済保険金	独自給付	
お祝い	勤続祝金	10年	会員の同一事業所に10年勤務したとき	8,000円	8,000円	
		15年	会員の同一事業所に15年勤務したとき	10,000円	10,000円	
		20年	会員の同一事業所に20年勤務したとき	10,000円	10,000円	
		25年	会員の同一事業所に25年勤務したとき	10,000円	10,000円	
		30年	会員の同一事業所に30年勤務したとき	10,000円	10,000円	
		35年	会員の同一事業所に35年勤務したとき	10,000円	10,000円	
		40年	会員の同一事業所に40年勤務したとき	10,000円	10,000円	
	結婚祝金	会員が結婚したとき	10,000円		10,000円	
	結婚記念祝金	銀婚祝	会員が結婚満25年目に達したとき	5,000円	5,000円	
		金婚祝	会員が結婚満50年目に達したとき	10,000円	10,000円	
出生祝金	会員又は会員の配偶者が出産したとき		10,000円		10,000円	
入学祝金	小学校	会員の子供が小学校に入学したとき	10,000円		10,000円	
	中学校	会員の子供が中学校に入学したとき	10,000円		10,000円	
還暦祝金	会員が満60歳に達したとき		10,000円	10,000円		
お悔やみ	死亡弔慰金	会 員(65歳未満・疾病死亡)	会員が死亡した場合	50,000円	50,000円	
		会 員(65歳以上・疾病死亡)		50,000円	25,000円	25,000円
		会 員(不慮の事故死亡)	会員が不慮の事故で死亡した場合	50,000円	50,000円	
		会 員(自殺による死亡)	会員が自殺により死亡した場合	50,000円		50,000円
		配偶者	会員の配偶者が死亡した場合	20,000円	20,000円	
		子 供	会員の子供が死亡した場合	10,000円	10,000円	
		親	会員の親（義父母も含む）が死亡した場合	10,000円	10,000円	
		住宅災害による同居親族の死亡	住宅災害により、会員と同居する会員の配偶者又は6親等内の血族、もしくは3親等内の姻族が死亡したとき	10,000円	10,000円	
傷病休業保険金	会員が14日以上休業をした場合		10,000円	10,000円		
重度障害 後遺障害保険金	65歳未満(疾病による重度障害)	会員が「後遺障害等級表」に規定する第1級、第2級、第3級の2・3・4のいずれかの	50,000円	50,000円		
	65歳以上(疾病による重度障害)	後遺障害の症状に固定したとき	25,000円	25,000円		
	不慮の事故による 重度障害・後遺障害	会員が「後遺障害等級表」に規定する第1級～第14級のいずれかの後遺障害の症状に固定したとき	5,000～ 50,000円	2,000～ 50,000円	共済保険金額が5,000円未満の場合に5,000円までの差額を独自給付	
住宅災害保険金	住宅火災等 (火災、落雷、 破裂・爆発等)	損害の程度が				
		50%以上のとき 100,000円 30%以上50%未満 70,000円 20%以上30%未満 50,000円 20%未満 20,000円	20,000～ 100,000円	20,000～ 100,000円		
お見舞い	住宅自然災害 (台風、洪水、 降雪、地震等)	損害の程度が				
		70%以上 30,000円 20%以上70%未満 15,000円 20%未満 5,000円 床上浸水 6,000円	5,000～ 30,000円	3,000～ 30,000円	共済保険金額が5,000円未満の場合に5,000円までの差額を独自給付	